

令和8年9月7日 16:00現在

保健医療局 保健所 感染症対策課 担当：加藤、葛原

電話 092-791-7081

麻しん（はしか）患者の利用施設について

令和8年9月4日、福岡県筑紫保健福祉環境事務所管内で麻しん患者の発生があり、患者の行動歴を確認したところ、福岡市内の施設および公共交通機関等の利用がありました。周囲に感染させる可能性のある時期に、次のとおり不特定多数の方と接触した可能性があることが判明しましたので、お知らせします。

1 患者が利用し、不特定多数の方と接触した可能性のある施設、公共交通機関

利用日	時間帯	利用した施設等
8月27日（木）	8時20分頃～ 8時50分頃	西鉄天神大牟田線急行 下大利駅～西鉄福岡（天神）駅
	8時50分頃～ 9時10分頃	福岡市地下鉄 天神駅～中洲川端駅～呉服町駅
	13時10分頃～13時20分頃	福岡市地下鉄 呉服町駅～中洲川端駅～天神駅
	13時15分頃～13時40分頃	西鉄天神大牟田線急行 西鉄福岡（天神）駅～下大利駅
8月28日（金）	12時20分頃～12時40分頃	西鉄天神大牟田線急行 下大利駅～西鉄福岡（天神）駅
	12時40分頃～12時50分頃	福岡市地下鉄 天神駅～呉服町駅
	18時20分頃～18時40分頃	福岡市地下鉄 呉服町駅～天神駅
	18時40分頃～19時10分頃	西鉄天神大牟田線急行 西鉄福岡（天神）駅～下大利駅
8月31日（月）	10時00分頃～10時20分頃	西鉄天神大牟田線急行 下大利駅～西鉄福岡（天神）駅
	10時20分頃～10時40分頃	西鉄バス貝塚駅行（20番） 天神ソラリアステージ前～石城町
	17時50分頃～18時15分頃	福岡市地下鉄 呉服町駅～天神駅
	18時00分頃～18時40分頃	西鉄天神大牟田線急行 西鉄福岡（天神）駅～下大利駅
9月 1日（火）	8時20分頃～ 8時50分頃	西鉄天神大牟田線急行 下大利駅～西鉄福岡（天神）駅
	8時50分頃～ 9時10分頃	西鉄バス貝塚駅行（20番） 天神ソラリアステージ前～石城町

9月 1日（火）	13時10分頃～13時20分頃	福岡市地下鉄 呉服町駅～中洲川端駅～天神駅
	13時10分頃～13時40分頃	西鉄天神大牟田線急行 西鉄福岡（天神）駅～下大利駅

- ※ 各施設等へのお問合せはご遠慮ください。現在、当該施設を利用しても感染の恐れはありません。
- ※ 上記日時に当該施設等を利用された方は、体調に注意し、麻しんを疑う症状（別紙1）が現れた場合、必ず事前に医療機関に連絡し、麻しんの疑いがあることを伝えた上で、受診してください。
- ※ 受診の際は、公共交通機関等の利用を控え、医療機関の指示に従ってください。

2 福岡県筑紫保健福祉環境事務所管内で発生した麻しん患者について

詳細は福岡県ホームページ（以下 URL）をご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/measles20260907.html>

《市民のみなさまへ》

麻しんは予防接種で防げる病気です。麻しんの定期予防接種（第1期：1歳児、第2期：小学校就学前の1年間）の対象で、未接種の方は、かかりつけ医に相談し、早めに予防接種を受けましょう。

本情報提供は、感染症の拡大防止のために行うものであり、患者やその家族・関係者等を特定する行為や各施設への風評被害がないよう、格段の御配慮をお願いします。

麻疹（はしか）について

- 麻疹（はしか）は、感染力はきわめて強い感染症で、感染すると10～12日後に、発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れ、2～4日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が出現すると言われています。
- 麻疹ウイルスの感染により免疫が一時的に低下し、細菌やウイルス等による二次感染を受けやすくなり、また合併症により重症化する可能性があります。
- 肺炎や脳炎などの重篤な合併症がみられることがあり、注意が必要です。

《感染予防とまん延防止のために》

- 麻疹は、感染力がきわめて強く、手洗いやマスクのみでの予防はできず、症状が出る前日から、ヒトからヒトへ感染させるとされています。
- 予防接種は、自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも有効です。
- 医療・教育関係者や、海外渡航を計画されている方は、麻疹の予防接種歴を確認し、明らかにない場合は予防接種を検討してください。
- 麻疹の予防接種歴がない方で、麻疹を疑う症状が現れた場合、事前に医療機関に連絡し、指示に従って受診してください。

《麻疹の予防接種について》

- 1歳になったら1回、小学校入学前の1年間にもう1回予防接種を受けましょう。
「生後12月から生後24月に至るまでの間にある者」及び「5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者」は、予防接種法に基づく定期の予防接種を受けることができます。
- 上記以外の方で、麻疹の予防接種を希望される場合は、任意接種（費用は自己負担）を医療機関で受けることができます。
- 麻疹の流行がみられる国に渡航される方は、予防接種をご検討ください。なお、海外の流行情報は検疫所のホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）で確認することができます。

《参考情報》

麻疹について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

麻疹とは（国立健康危機管理研究機構ホームページ）

<https://id-info.jihs.go.jp/infectious-diseases/measles/detail/index.html>